

令和8年度事業計画

自 令和8年 4月 1日

至 令和9年 3月31日

I. 活動の基本方針

1. 事業活動においては、「税のオピニオンリーダー」として、法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置き、会員のみならず一般の方々も対象として「納税意識の向上」、「税制への建設的な提言」、「自己研鑽の機会の提供」、「地域社会への貢献」などの諸活動を積極的に展開します。
2. また、地域経済を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、組織基盤ならびに財政基盤のより一層の強化に努めます。

II. 主な事業計画

1. 税の啓発事業および税の提言活動の積極的実施

(1)税法・税務に関する研修会

法人会にとって税法・税務に関する研修会は、公益性を高める基本的な事業であることから、国税当局の支援を得て積極的に開催するとともに、児童・生徒を対象とした租税教育活動の実施についても積極的に支援していきます。

(2)「税」の啓発活動

「税を考える週間」を中心に、ラジオや新聞などの各種メディアのほか、ポスター・チラシ・小冊子の配布等を通じ、会員以外の一般の方々も対象に含めた「税」の啓発活動を積極的に実施します。

(3)税制改正に関する提言活動

「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとして、日本経済の持続的な発展を支える中小企業税制を中心に、より踏み込んだ検討を行い、税のオピニオンリーダーとして将来を見据えた建設的な提言を行います。

(4)青年部会連絡協議会・女性部会連絡協議会の活動

青年部会では、「租税教育活動」および「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を活動の中心として取り組み、女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」をはじめとする活動に積極的に取り組むとともに、環境問題への対応として「食品ロス」削減にも取り組みます。

また、青年部会および女性部会の情報交換会では、各部会が実施している活動内容等についてグループ討議を行い、活発な情報交換を通じて、連携強化および各部会活動の充実を図ります。

なお、青年部会の「財政健全化のための健康経営プロジェクト」については、法人会全体への事業拡大に向けて取り組んでいきます。

2. 行政・国税当局との連携強化

静岡県下各法人会とともに、静岡県税務課を窓口とした各種指導・助言に基づき、適正な業務運営に努めます。

また、行政・国税当局との連携を一層強化し、「税法・税務研修会」の開催やパブリシティを活用した「税」の啓発活動を積極的に展開するとともに、納税意識の高揚および税知識の普及啓蒙を図ります。あわせて、消費税の「期限内納付推進運動」や「e-Tax」をはじめとする税の電子申告・納税制度の普及推進、マイナンバー制度の厳正な取扱いおよび取得促進、制度の利便性向上に向けた取組にも協力していきます。

さらに、「消費税インボイス制度」については、その周知に向けた活動を行うとともに、研修会の開催等にも協力していきます。

加えて、企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長および税務リスクの軽減に資することから、国税当局と連携し、「自主点検チェックシート」の活用等を通じて、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みます。

3. 地域社会貢献活動の推進

親会、青年部会、女性部会が一体となり、公益目的事業として各単位会が地域に密着した地域社会貢献活動を実施できるように支援していきます。特に、開催内容については、会員以外の一般の方々も対象に、「税」に関する事業をはじめ、法人会の存在や活動が広く認知されるよう、地域のニーズに即した事業の開催を支援していきます。

また、女性部会が推進している「いちごプロジェクト」については、各単位会の地域の実情に合わせ、消費電力の節電に関する呼びかけに取り組みます。

4. 研修活動の充実

公益目的事業の推進として、会員企業に加えて一般の方々にも研修活動の対象を広げ、次の施策を中心として一層の充実に努めます。

(1) 研修参加人員の増加推進

① 研修参加人員の増加を県下全単位会の目標とし、会員や地域ニーズに合わせた研修会及び支部・部会ごとの研修会が開催されるよう支援していきます。

② 各単位会の研修活動を支援するため、講師や教材の紹介・斡旋を行うほか、研修内容についても積極的に紹介していきます。

(2)第 56 回静岡県法人会運営研究会の開催

運営研究会では、運営研究法人会の指定会として、(一社)岳南法人会と(公社)浜松西法人会が研究発表を行います。

また、研究発表会後に行う役員研修会については、役員研修にふさわしい内容で開催します。

(3)静岡県下 13 署大規模法人等向け研修会の開催

静岡県下大規模法人等向け研修会を静岡市内で開催し、名古屋国税局の調査部長等を講師に迎え、参加者の税知識の向上に資する研修を実施します。

(4)税制セミナーの開催

令和 9 年度税制改正要望の作成および今後の税制問題の研究等の参考とするため、外部講師を招き、「税制セミナー」を開催します。

(5)インターネットセミナー・オンデマンドのサービス提供

各種講演等ウェブコンテンツ配信サービスとして、各単位会のホームページを通じて、一般および会員向けに研修資料を提供します。

5. 広報活動の充実

広く社会に対し、税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の対外的な周知および入会促進に資する広報活動を積極的に展開していきます。

具体的には、次の取組を推進します。

- ・税の啓発および法人会の知名度向上を目的とした広報活動
- ・消費税の「期限内納付推進運動」や「e-Tax」普及に関する広報活動
- ・協力保険会社3社の商品内容について、ホームページや会報、チラシ等を活用した周知
- ・「税を考える週間」に合わせた税務広報活動の実施
- ・静岡県独自の「富士山入り法人会バッジ」の着用による認知度向上
- ・会員メリット拡充に資するツール作成および各種広報媒体の活用
- ・「法人会アンケート調査システム」の送信先数増加および「地域限定アンケート」の活用
- ・会員向けメルマガ配信による、「法人会メリットカード」の周知および利用促進
- ・「税に関する絵はがきコンクール」の広報活動として、小学生向け特別新聞季刊「YOMO っと静岡+」への広告掲載

6. 組織の充実・強化

会員数が年々減少傾向にある中、法人会活動を継続的に充実させていくためには、組織基盤の強化が重要であることから、会員数3万8千社台の維持・拡大を目標に掲げ、組織の充実・強化に取り組みます。

(1) 会員増強運動の展開

令和8年9月から12月までの4か月間を「会員増強月間」とし、「令和7年12月末日の法人会員数(38,033社)」を1社でも上回ることを目標に、会員増強運動を展開します。

また、新入会員に対する丁寧なフォローアップをはじめとする、効果的な退会防止策を講じ、会員数の維持・拡大を図ります。

(2) 組織・厚生委員会との連携強化

組織・厚生委員会との連携を一層強化し、協力保険会社3社を含めた緊密な連携のもと、福利厚生制度のさらなる推進と会員増強につなげていきます。

また、名古屋局連の組織・厚生拡大合同委員会(静岡県連担当)の開催を予定しており、担当県連として円滑かつ充実した委員会運営に努めます。

(3) 青年部会員・女性部会員の会員増強の推進

青年部会および女性部会の活動を通じて、新規会員の獲得と部会員の定着を図り、会員増強を推進していきます。

(4) 会員向けサービス(メリット)の周知強化

会員向けの各種サービスの活用について周知を強化し、新規会員の増加および退会防止を図ります。

- ・法人会の福利厚生制度
- ・法人会貸倒保証制度
- ・企業情報・格付情報照会サービス
- ・事業承継支援制度
- ・インターネットセミナー・オンデマンド
- ・日産レンタカー割引制度
- ・法人会メリットカード

なお、「法人会メリットカード」については、県内全域で特約店が増加するよう推進を図るとともに、特約店が提供する会員向け特典の利用促進に向け、メルマガ配信等を活用した情報発信を行います。

また、神奈川県連との「会員向け特約店提携」についても、周知を図っていきます。

(5) 支部活動の充実

単位会の活動は、会員および地域に密着した取組が重要であることから、よりきめ細かな支部活動が従来以上に展開されるよう支援していきます。

7. 福利厚生制度等の推進

福利厚生制度創設時の「1社でも多くの会員企業を守りたい」という理念のもと、協力保険会社3社(大同生命保険株式会社、AIG 損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社)と連携し、会員企業への普及・推進を図るとともに、保険料収入(事務手数料)の増加を通じて財政基盤の安定化につなげていきます。

特に、新規企業数・新契約件数の拡大を図る「ネクストチャレンジ100」については、引き続き積極的に推進します。

なお、協力保険会社3社の協力を得て、新規契約の増加を会員増強にも結び付けていきます。

8. 「平成20年会計基準」の適正処理と「助成金制度」の適切な運営

平成20年公益法人会計基準に基づく会計処理および助成金制度の運営について、県下全単体会とともに、引き続き適正化を図っていきます。

また、令和7年4月からの公益法人制度改正を踏まえ、新制度に則った対応を行うとともに、法人会における新会計基準への円滑な移行に向けた準備を進めていきます。

9. 事務管理の厳正化

事務効率化のための統合プラットフォームの普及・促進に向け、適切な支援を実施するとともに、ガバナンス強化を含めた事務管理の厳正化を図ります。

また、「マイナンバー制度」に沿った適正な事務処理の遂行を図ります。

10. 事務局運営支援の強化

静岡県下法人会事務局の円滑な事務運営および運営力の向上を図るため、各種研修会の開催や個別支援など、あらゆる機会を通じて事務局運営支援の強化に努めます。

以上